

第24回農地総会議事録

開催日時	令和元年7月9日（火） 午後3時30分から	
開催場所	高知市総合あんしんセンター3階 中会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 以上18名	
欠席委員	矢野 強	以上1名
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎次長・竹内係長・尾崎主任・北村主査	以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 高知（高知市）農業地域整備計画変更の件〔通常変更〕 第6号議案 高知（高知市）農業地域整備計画変更の件〔軽微な変更〕 議案外（報告） ・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・非農地証明願の件 ・非農地証明願の取消・取下・訂正処理の件	
備考〔添付書類〕	○第24回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案説明資料（資料①・②） ○第3号議案説明資料（資料③） ○第4号議案 案件19～21の補足資料（資料④） ○第5号議案説明資料 ○第6号議案説明資料 ○令和元年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 会 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 24 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は矢野強委員 1 名です。委員総数 19 名中 18 名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	会議規則第 23 条におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、久保田彦昭委員と山本和正委員の 2 名にお願いいたします。
議 事 議 長 島崎課長 中山委員	ただいまから、議案の審議を行います。 最初に、第 5 号議案「高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔通常変更〕」についてを議題といたします。 農業振興地域整備計画の通常変更の場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項におきまして、市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする と定められております。今回、高知市長より意見の諮問を受けておりますので、ご審議をお願いします。 それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。「除外」と「編入」がありますが、一括して説明をお願いします。 (農業振興地域整備計画の通常変更について説明 ・除外案件 6 件：整理番号 1 送電用の鉄塔 整理番号 2 分家住宅 整理番号 3 墓地 整理番号 4 養鰻用地 整理番号 5 分家住宅 整理番号 6 墓地 ・編入案件 8 件：整理番号 1～8 中山間地域等直接支払制度事業に追加のため) 編入の件でひとつよろしいでしょうか。 整理番号 3 の申請地ですが、写真で見ますと家の隣に建っている倉庫が全部入るこ

	とになっていますが、これはどうでしょうか。
島崎課長	(編入案件) 資料 3 - 3 ページの位置図で倉庫がある箇所ですね。こちらは編入するに当たり、中山間直払制度の中で、農業用施設の倉庫であれば農業振興地域の用途変更という項目がありまして、おそらく中山間直払制度の中の農用地区域に位置付けをして、交付金を交付するということになった場合には、この倉庫の部分は削除されて計算をされると思います。今回、この部分を区域指定の中に入れることは、現在の申請でいけると考えております。
中山委員	現在はそうなっているんですか。昔は、倉庫の面積は外していたので。昔の話なので、今変わっているのなら分かりませんが。
島崎課長	逆に農用地区域に入っている施設の中で交付金の対象農地というのは、例えば中にあります耕作道につきましても、対象から削除されて交付金の対象となります。今回この地番を区域に編入するにあたってはこのような形になり、さらに事業を実施していくなかでは、対象の農地面積からは除外するという形になろうかと思えます。
中山委員	わかりました。
西本委員	ちょっとよろしいですか。(編入案件) 資料 5 - 2 ページの位置図と、カラー写真の位置が違いますが、これはどちらの方が正しいのか。
島崎課長	後から配布したカラー写真の方が、塗り方を間違えております。申請書類の方が正しいです。
議 長	それでは、事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長より報告をお願いします。
西野委員	編入案件の整理番号 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員に聴いたところ、特に問題はないとのことで、質問等もありませんでしたので報告いたします。
議 長	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	除外案件の整理番号 6 については、担当区域の農地利用最適化推進委員に聴いたところ、特に問題はないとのことで、質問等もありませんでしたので報告いたします。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	報告しようにも、事前審査会でこの案件を扱った記憶がないが、他の事前審査会でもやったのか。
竹内係長	説明は、事前審査会でしております。
竹内委員	説明して地域の者に聞いてもらっただけで、後の詳しいことははっきり分からない。これほどたくさん説明されても、事前審査会で聞いたことと話も全然違う。この状況で報告してくれと言われてもできない。
竹内係長	分かりました。

議 長	第三事前審査会は報告できないということですので、次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	除外案件の整理番号 2, 4, 5 については、担当区域の農地利用最適化推進委員に聴いたところ、特に問題はないとのことでした。なお、整理番号 5 について質問があり、(除外案件) 5 - 6 ページの資料で、申請者本人が土木委員として押印しているが、特に手続きとして問題はないか確認しておいてほしいとのことでしたので、ご報告します。
議 長	ありがとうございました。 それでは再度お尋ねします。竹内委員長、今回は事前審査会での説明が不十分なため、報告できないということでしょうか。
竹内委員	事前審査会ではっきりとした説明を受けていません。
竹内係長	今日の審議の場で検討していただくことは可能でしょうか。
竹内委員	それは構わないですが。他の人に聴いてもらったら分かるが、事前審査会で案件として上がっていない。
竹内係長	事前審査会の中で、私の方がそこまで詳しく説明できていなかったもので、それでは事前審査会の審議としては不十分ということですよ。次回以降、事前審査会の中で詳しく説明できるようにいたしますが、お構いなければ審議は今日この場でしていただければありがたいのですが。
長岡局長	この後の審議の中で、もし何か疑問点があれば言っていただいて、最終的にはどうかという判断をしていただくということでどうでしょうか。
議 長	先ほど島崎課長から説明があったと思いますが。
竹内委員	その部分はいいです。
議 長	分かりました。
議 長	それでは、ご説明いただいた案件のうち、除外案件の整理番号 6 は、土地所有者及び転用予定者が、農業委員のご家族にあたりますので、先にこの案件を単独で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、先に、除外案件の整理番号 6 番につきまして審議いたします。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項では、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と定められておりますので、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員 1 名	(退席)

議 長	それでは、除外案件の整理番号 6 番につきまして審議いたします。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 除外案件の整理番号 6 番につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	整理番号 6 番につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたします。事務局は、退席している委員を議場に復帰させてください。
委員 1 名	(復席)
議 長	それでは、除外案件の整理番号 6 以外の案件につきまして審議いたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
竹内係長	すみません。農林水産課から、先ほど第四事前審査会の報告で出ました除外案件 5 の土木委員の同意書について説明があります。
島崎課長	はい、除外案件の 5 件目、資料 5－6 ページをお開きください。土木委員の意見書についてですが、申請者と同意書の土木委員が同一であるというお話を受けまして、土木委員に確認したところ、複数の土木委員で現地を確認し、その中で同意書に押印した方が地区土木委員として印を押印して出したということで、申請者という立場でもあります。複数名で確認したということをご報告します。
議 長	よろしいでしょうか。
川澤委員	ありがとうございました。
議 長	それでは、第 5 号議案の、除外案件の整理番号 6 以外の案件につきましては、「変更はやむを得ない」と回答することに異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように回答することにいたします。 続いて、編入案件につきまして審議いたします。 ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 第 5 号議案の編入案件につきましては、「変更はやむを得ない」と回答することに異議はございませんか。

委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように回答することにいたします。 続いて、第6号議案「高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔軽微な変更〕」についてを議題といたします。 それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。
島崎課長	農業振興地域整備計画の軽微な変更について説明 ・用途区分の変更4件：整理番号1 農業用倉庫 - 整理番号2 農業用倉庫 - 整理番号3 集出荷場及び駐車場 - 整理番号4 農業用倉庫
議長	第6号議案の説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。 第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	こちら先ほどと同じです。
竹内係長	第三事前審査会の方は説明が十分ではなかったので、報告は第四事前審査会だけお願いします。
議長	第三事前審査会は説明不足ということですので、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	整理番号1と3については、担当区域の農地利用最適化推進委員に聴いたところ、特に問題はないとのことで、質問等ありませんでしたので報告いたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、第6号議案につきまして審議いたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	申請書類の中で、関係法令の手続きの状況については記載している方としてない方がおりますが、例えば業者については、建築基準法が除外されますか。書類を見ますと、関係法令の手続きをどこまでするというのが抜けておりますが。今回の場合は案件3もチェックが付いてないですが、その辺りはどうですか。
島崎課長	建築確認、都市計画法等につきましては、資料の3-2ページにありますが、全て協議中ということです。
西本委員	協議中ですね。ごめんなさい、見抜かっていました。資料1-2ページの方については、関係法令の手続き状況についてはチェックがないですが、全く関係ないということですか。作業所のところについては、面積が小さいので関係法令の手続きは必要ないということですか。

島崎課長	1－2 ページの案件 1 については、すでに建築されておりまして、農林水産課としましては始末書をいただくようになっております。
西本委員	分かりました。
議 長	第三事前審査会の竹内委員長、事前審査会では説明が不十分とのことでしたが、島崎課長の今日の説明でよろしいでしょうか。
竹内委員	はい。
議 長	他にご意見・ご質問はありませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	全ての案件につきまして、「変更はやむを得ない」と回答することに異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように回答することにいたします。農林水産課さん、どうもありがとうございました。
農林水産課	(退席)
議 長	続きまして、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主任	今月は 4 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 議案書 2 ページから 4 ページにまたがります案件 1 は、鏡今井、その他の区域、畑、414 m²外 21 筆、合計 7,687 m²を、いわゆる生前贈与のため、所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在農地を所有しておりませんが、兼業農家として実家の農地を耕作しており、今後も耕作を続けるとのことです。なお、今回の申請地では、野菜および柚子を栽培する予定であるとのこと。 農機具については、耕耘機など 2 台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従うため、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないと考えとのこと。 なお、本案件の譲受人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、譲受人は、現在は兼業農家として実家の農地を耕作しており、現在の勤め先を退職したあとは、実家の跡継ぎとして農業を続けるとともに、経営を拡大していきたいとのこと。

また、議案書に記載しております、譲受人の経営面積の欄が、現時点ではゼロになっておりますが、本件申請が許可になりますと、経営面積は合計で7,687㎡となり、4反を上回る事となるため、下限面積の要件を満たすことになります。

続きまして、議案書4ページから5ページにまたがります、案件2は、五台山、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、439㎡外7筆、合計6,113㎡を、いわゆる生前贈与のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2と3をご覧ください。申請地が、あちこちに散らばっていますので、現地案内図を2枚に分けています。No.2が五台山、No.3が高須と介良の現地案内図です。それぞれ、申請地はピンクに塗っていますのでご確認ください。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市と南国市に経営農地があり、高知市の経営農地については、全て耕作しているとのことです。南国市の経営農地について、南国市農業委員会に耕作状況の確認のために現地調査をしていただいたところ、全て耕作及び保全管理されているとのことです。

なお、6月24日の第二事前審査会の時には、まだ草刈りが完了したという連絡がきていませんでしたが、第二事前審査会の直後に、南国市農業委員会から、草刈りが完了した旨の連絡を受けております。

今回の申請地では、議案書に現況が「田」と書いている所では水稻、現況に「畑」と書いている所ではスモモ、野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど、5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は、農作業の経験があり、妻と父と共に農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、水稻を栽培する申請地については、既に該当地区の土地改良区に譲受人名義で賦課金を収めており、水の利用については問題ないとのことです。農薬の使用方法等についても、地域の農業団体に依頼して実施するので、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないと考えるとのことです。

続きまして案件3は、介良丙、市街化調整区域、畑、42㎡を、譲受人の自宅及び耕作農地が申請地の近隣にあることから、耕作便利であるため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有及び借り入れている農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等、2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と両親と共に営農しており、両親が農作業に常時

	従事しているため、取得後は効率的な利用ができるということです。 周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないと考えるということです。 続きまして案件4は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、42㎡外1筆、合計220㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、高知市以外にも、南国市、須崎市、香南市、中土佐町、四万十町にも経営農地がありますが、各自治体の農業委員会に耕作状況について照会したところ、全て耕作もしくは保全管理されているとの回答を得ています。 なお、今回の申請地では、栗を栽培する予定であるということです。 農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているということです。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるということです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に悪影響を及ぼすおそれはないと考えるということです。 以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認していただいております。 以上で、第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。
西野委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。
議 長	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件2の第二事前審査会該当分については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、南国市の農地が耕作できる状態であると認められれば、許可相当と判断しました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2の第三事前審査会該当分と案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。

議 長	次に、第四事前審査会の川澤委員長より報告をお願いいたします。
川澤委員	案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、全ての案件について許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主任	今月は、全体で2件の申請が出されております。議案書は8ページをお開きください。 案件1は、重倉，田，1,081㎡を、公民館を建築するため、所有権を移転する内容の申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 農地の区分につきましては、令和元年5月8日付けで農業振興地域の農用地区域から除外されており、甲種，1種，3種のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地であると判断しています。 それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、右肩に「①」と書いている資料をご覧ください。 まず、本件の譲受人である重倉地区会についてご説明いたします。 重倉地区会は、地方自治法第260条の2に規定される地縁に基づいて形成された、地域的な共同活動を行う団体として、高知市長から認可を受けた団体であり、いわゆる「地縁認可団体」という性質の法人です。この認可を受けることによって、地方自治法上、土地の所有権を持つことが認められることとなりますので、本件申請が許可されますと、重倉地区会として、正式に所有権を登記することが可能となります。 次に、本件転用の必要性についてご説明いたします。申請書によりますと、現在、本件申請地の南東約100mの場所に既に重倉公民館がありますが、当該重倉公民館はかなり老朽化しており、改修工事も困難であるため、公民館を移転する必要性が生じたとのことです。現在の重倉公民館の場所については、現地案内図で、緑色に塗っている場所になります。 申請地を選んだ理由としましては、今回建てる公民館は、地域の公民館としての機

能だけではなく、今後大規模な自然災害が発生した時に、地域住民が避難場所として利用できる機能も確保する必要性もあることから、申請地周辺で条件を満たす用地の選定を行っていたところ、本件申請地については、道幅が十分にある市道に隣接しているため利便性が高く、他の場所では条件を満たせないことから本件申請地を選んだとのこと。

次に、事業計画書の8番に記載があります、資金計画についてご説明いたします。

本件公民館建設にあたっては、お手元の事業計画書に記載のとおり、総事業費としては13,810,000円必要となっており、うち6,210,000円を自己資金にて賄い、残り7,600,000円については補助金で賄うこととなっています。この補助金とは、「高知市コミュニティ助成事業補助金」のことを指しておりまして、高知市の地域コミュニティ推進課が担当窓口となっております。地域コミュニティ推進課に確認したところ、補助金の交付申請の準備も完了しており、補助金の交付決定については十分見込みがあることを確認しております。

次に、土地利用計画図をご覧ください。申請地の利用計画としましては、建築面積91.09㎡の平屋建ての公民館1棟と、露天駐車場20台分に転用する計画となっております。位置関係については、土地利用計画図でご確認ください。

申請地内の土地の造成は行わず、10cmから20cm程度表土を撤去したあと、砂利敷きにて仕上げる計画となっております。

排水計画については、公民館から発生する排水は、公民館の東側に浄化槽を設置し、申請地東側に隣接している市道の道路側溝に放流し、雨水についても、申請地東側の道路側溝向けに排水勾配を調整し、側溝に放流する計画となっております。

申請地への進入経路としては、申請地東側に隣接している市道から直接進入する計画となっており、申請地の南の端と北の端の2か所に進入路を用意する計画となっております。お手元の図面で、三角のマークに手書きで進入路と書いている部分が、その2か所になります。

次に、申請地周囲の状況と被害防除計画についてご説明いたします。申請地東側は高知市道を挟んで田、西側は田、南側は山林、北側は田となっております。

申請地東側の市道を挟んだ先にある田については、市道の幅員が約4mあることと、申請地とは2m以上の大きな段差があるため、本件転用により悪影響を及ぼすおそれはないものと考えており、土地所有者の同意書も添付されております。

申請地西側の田及び北側の田については、元々は本件申請地と一体の1筆の土地であり、2段の棚田形状の土地でしたが、今回の転用許可申請のため、棚田の下段の部分を分筆したため、申請地の西側及び北側、棚田で言えば上段に隣接する農地となっ

たものです。この申請地西側の田と北側の田、その田のさらに西側の田の所有者からは同意書が添付されております。

申請地の西側と北側にある田については、申請地より高い位置にあるため、排水による被害を及ぼす恐れはなく、申請地に建てる公民館も平屋建てであることから、日照・通風にも問題はないものと考えます。

続きまして、添付資料についてご説明いたします。冒頭でご説明いたしました、重倉地区会が市長の認可を確かに受けていることを確認するために、高知市長の証明書付きの地縁団体台帳が添付されております。また、重倉地区会の原本証明付きの規約、公民館建設の意思決定の過程が分かる通常総会の資料及び議事録も添付されておりますので、重倉地区会の地縁認可団体としての確認と、法人としての意思決定の過程も確認できております。

資金証明書類については、重倉地区会公民館建設実行委員会の委員長名義の通帳のコピーが添付されておまして、先ほどご説明いたしました総事業費のうち、自己資金にて賄う 6,210,000 円以上の金額が確保されていることを確認しています。

通帳の名義が、許可申請の名義である「重倉地区会」とは異なっておりますが、添付されている通常総会の資料及び議事録により、当該公民館建設実行委員会は、重倉地区会の中で正式に存在する委員会であることが確認でき、また、役員名簿から、委員長の氏名も通帳の名義と合致していることを確認しております。

次に排水同意についてご説明いたします。今回の転用計画では、申請地から発生する排水の全てを、申請地東側の道路側溝に放流する計画となっており、当該水路の管理者である高知市から、排水同意書が添付されております。

最後に、他法令の手続きの状況についてご説明いたします。

本件申請地は、都市計画決定区域外であるため、都市計画法による制限は無いことから、開発の許可は不要であることを、高知市に確認しております。また、土地保全条例の届出の必要性の有無についても、高知市に確認し、不要であるとのことでした。

地区の土木委員の意見につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員より、不要である旨確認しております。

案件 1 の説明は以上です。

続きまして案件 2 は、大津乙、登記地目田、現況畑、683 m²を、荷捌き場に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。現地案内図は、No.7 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分については、令和元年 5 月 8 日付けで農業振興地域の農用地区域から除外されており、申請地が良好な営農条件を備えた 10ha 以上の集团的農地の一部である

ことから、第一種農地と判断しております。

第一種農地は、原則転用が許可できないこととされておりますが、本件申請地は、県道高知南国線、いわゆる大津バイパスに面しており、転用の目的が流通業務施設の荷捌き場であるため、農地法施行規則第35条第4号の規程に基づき、不許可の例外に該当するものと判断しています。

なお、今回不許可の例外として適用する農地法施行規則第35条第4号について、簡単に補足説明をいたします。

転用しようとする農地が第一種農地であっても、そこが国道や県道沿線の区域である場合に限って、流通業務施設や休憩所、ガソリンスタンド等に転用する場合は、例外として、転用が許可になる場合があります。

今回の荷捌き場は、その中では「流通業務施設」に該当することになります。

「休憩所」とは、主に自動車の運転手が休憩のために利用する施設を言いますので、近年では、一定規模以上の飲食スペースを備えたコンビニなどが代表例となります。

したがって、基本的には国道や県道などの大規模な道路に面していて、自動車の運転手が利用しやすい規模と目的を備える場合、不許可の例外として取り扱うことができるものです。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布している資料のうち「②」と書いているものをご覧ください。

本件申請の借人である株式会社高知重量は、一般貨物自動車運送事業を営んでいる法人で、大型機械や資材等の荷捌きを主な事業としています。

現在、既存の本社敷地のみでは、大型機械や資材の搬入搬出作業に伴い、大型車両が出入りしたり転回したりするためのスペースが慢性的に不足している状況であるため、本件申請地に新たに荷捌き場を用意する必要性が生じたとのことです。

申請地を選んだ理由としましては、申請地は本社から比較的近い場所にあり、かつ、大津バイパスに面しているため、大型車両が直接出入りしやすい立地条件を備えており、また、大型資材等の荷捌きに必要なスペースも確保できる面積があるため、本件申請地を選んだとのことです。

次に、お手元の資料の土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、敷地の南側部分が、約37m程度大津バイパスに面しており、その内の8.6mを進入路として利用する計画となっております。

申請地内の利用計画については、図面の右の方に、H鋼や防音パネル等の資材を仮置きするスペース、図面の中央部分にそれらの資材を動かすためのクレーンを設置するスペース、残りの部分で、大型トラックの出入りや転回等を行う計画となっております。

ます。

申請地は、現在休耕畑の状態であり、土地の高さは大津バイパスとほぼ同じ高さまで既に上がっているため、今後改めて土地の造成はせず、表面を碎石敷きにして仕上げて利用するとのこと。

排水の計画としては、生活排水が発生するような設備を一切設置しないため、発生する排水は雨水のみで、自然排水させる計画とのこと。

それでは、被害防除計画についてご説明いたします。

まず、申請地周辺の農地の状況についてご説明いたします。お手元の現地案内図を見ていただきながらお聴きいただいた方がわかりやすいと思います。

申請地全体が南西から北東に向けた斜め方向の土地の形状になっており、申請地南から南東にかけて隣接している大きな道路が大津バイパスです。

申請地の東側は水路を隔てて大津バイパス、西側は本件貸人の田、南側は大津バイパス、北東側は田となっております。

排水については自然排水させる計画ですが、仮に隣接している農地に排水が出ても、ごくわずかな量で、現在の状態と特に変化はなく、また、今回の転用計画では、建物を建てない計画であるため、日照、通風等の被害は生じないとのこと。なお、申請地北東側の農地の所有者からは、今回の転用についての同意書が添付されております。

次に、添付資料についてご説明いたします。

本件申請地には、本件申請の当事者双方を債務者として、金融機関が根抵当権を設定しています。

農地法施行規則第57条の2第2項第2号には、農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面の添付が必要と規定されています。

今回の場合、債権者である金融機関の同意書の添付が求められるところですが、金融機関からの同意書の添付はなく、代わりに本件申請の当事者双方連名で申立書が添付されております。

申立書の内容を読み上げます。

「申請地の転用については、株式会社高知重量及び横矢貢の債務のために設定されており、現時点では抵当権を抹消することは、運転資金や銀行の関係から適当ではありません。この抵当権に関して何らかの問題が発生したときは、申立者自らの責任でこれに対応します。」とのこと。

なお、許可権限庁である高知県農業基盤課に確認したところ、根抵当権を設定して

	いる債権者の同意書については、申請者からの申立書により代替できるものとして従前より取り扱っているとの回答がありました。 添付資料の説明を続けます。今回の申請の借人は法人であるため、法人登記と定款が添付されております。 次に、資金証明書類として、高知重量の金融機関の残高証明書が添付されており、今回の転用に必要な資金を十分に賄えることを確認しております。 また、本件申請地の登記事項証明書に記載されている土地所有者の住所が現住所とは違うため、転居していることが確認できる戸籍の附票が添付されております。 また、本件申請地は、高知市大津田辺島丸土地改良区の区域内にあるため、改良区から意見書が添付されております。意見書の内容としては、「車の油等に注意してください。近隣の農地に迷惑をかけないこと。」となっております。 次に、他法令の手続きについてご説明いたします。 今回の転用は、申請地に建築物を設置しない計画であるため、都市計画法の開発許可は不要であることを高知市に確認しています。 地区の土木委員の意見については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認し、不要とのことでした。以上で、第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議しました結果、許可相当と判断しました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに。また、案件2につきましては、第1種農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それぞれの案件について、そのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主任	今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は10ページをご覧ください。

案件1は、屋頭、1,242 m²を、露天駐車場に転用するという内容で、昨年5条許可申請があり、平成30年10月5日に開催された第15回農地総会でご審議いただき、平成30年11月14日に県許可となっていたところを、駐車場に加えて、園庭としても使えるよう、事業計画を変更したいとの内容で申請があったものです。現地案内図は、No.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

まず、今回の変更申請に至った経緯についてご説明いたしますので、本日机上配布している資料のうち、右肩に「③」と書いている資料をご覧ください。

資料の一枚目の左側の部分に記載されておりますが、本件申請者である学校法人森本学園は、当初は高須第二幼稚園の駐車場不足を解消する目的のみで5条許可を受けましたが、その後、今後起こりうる南海トラフ地震発生時の園児の避難場所として機能する建物を、既存幼稚園の園庭に建てる計画が立ち上がり、今の園庭の面積が減ることになるため、使えなくなる園庭の面積を別の場所で補う必要性が生じることとなったものです。

ただし、根本的な駐車場不足の問題を解決する必要性は依然として残っていることから、園児の送迎の時間帯には申請地全体を駐車場として利用しつつ、車の出入りがない時間帯は、園児が遊べる園庭として使えるように変更したい、という目的の申請になります。

それでは、具体的な変更計画の内容についてご説明いたします。机上配布しています資料を引き続きご覧ください。

今回の申請で変更になる点はいくつかありますが、最も大きな変更点は、申請地表面の仕上げ方です。

当初の5条許可を受けた時の事業計画は、あくまで駐車場のみの利用を想定していたため、申請地全面をアスファルト舗装で仕上げる計画でしたが、今回、園児が遊べる園庭の機能も持たせたいとのことで、申請地全面をアスファルト舗装ではなく、グラウンド専用の土、資料には「通し土」と記載しておりますが、園児が安全に遊びやすい土で仕上げる計画となっております。

次の変更点は、申請地への進入経路の変更です。

お手元の資料を一枚めくっていただくと、変更前、変更後と左右に図面が並んでいると思います。左側が変更前、右側が変更後です。図面の向きが、左側が北になっていますので、ご注意ください。

当初の計画では、変更前の方の図面の、下の端の方に記載がありますが、申請地の西の端の部分の1カ所だけしか進入路を設けない計画としていましたが、今回の変更計画では、申請地北側に隣接している既存の通路のどこからでも自由に出入りできる

ようにすることとされています。

進入経路が自由になったことで、車の出入りの動線を考える必要がなくなるため、駐車可能台数は、当初の許可時よりも更に増えて、約 60 台程度駐車が可能になります。

なお、北側の通路と申請地の間には、森本学園所有の水路があり、元々は開渠でしたが、今回、その水路をまたいでどこからでも申請地に進入できるように、ほぼ全面にコンクリートで蓋がけされておりまして、申請地からの排水を受けられるように、部分的にグレーチングになっています。

次の変更点は、申請地の東の端に元々あったフェンスの足元をコンクリートブロックで框を立ち上げることとしている点です。これは、この後ご説明いたしますが、今回の変更に伴う被害防除計画を増強するための措置となります。

以上の 3 点が、今回の変更点となります。

それでは、被害防除計画についてご説明いたします。資料は、一枚目の方をご覧ください。

基本的には、当初許可を受けた時の被害防除計画どおりですが、1 点だけ追加で被害防除措置を採る計画になっています。お手元の資料の左側の 6 番と、右側の図面の部分の囲いの中の部分をご覧ください。申請地東の端のフェンスの下にコンクリートで排水の対策をすることが書かれていると思います。

当初の被害防除計画では、申請地東の端の部分は特に被害防除措置をする計画ではありませんでしたが、申請者が元々の畑の土を撤去して、先行して通し土を施工したところ、雨が降ったときには、申請地東の端の部分から排水が流出し、申請地南側に隣接する水田に流れ込む状態であることが判明しました。

このことについて、五台山地区の横田推進委員と現地確認を行い、申請者と協議を行ったところ、南側の水田に排水が流れ込まないように追加で対処する計画が申請者から提示されたものです。

この追加措置により、申請地南側の水田に土混じりの排水が流れ込むおそれはなくなることとなります。

次に、今回の変更に伴う、土地改良区の意見への配慮についてご説明いたします。

今回の変更内容について、高知市東部土地改良区理事長に意見を伺ったところ、申請地西側にある排水路は、土地改良区が管理している水路であるため、土が混じった排水が流れ込むのであれば、定期的に掃除をしてもらいたい、とのご意見であったため、その旨申請者に伝えたところ、お手元の資料の 6 番に記載されているとおり、定期的に水路を清掃することとなっております。

次に、資金計画についてご説明いたします。お手元の資料は、7 番をご覧ください。

	当初許可申請時の資金計画は 700 万円で、今回の資金計画も同額の 700 万円となっております。アスファルト舗装をやめた分だけ金額が下がりそうなものですが、資料に記載されているとおり、元々の畑の土の残土処理に想定以上に費用がかかったことに加え、園庭用に整備した通し土の費用も別途に必要であるため、結果として、アスファルト舗装をする費用と同額程度必要となったものです。 最後に、添付資料についてご説明いたします。お手元の資料の 8 番に記載がありますが、今回変更の申請をしている内容で、実際には既に施工が完了してしまっています。通し土の施工も完了し、申請地東の端のフェンスの足元のコンクリートの施工も現時点では完了しています。 変更の承認を受ける前に、着工し、完了してしまっていますので、そのことについての始末書が添付されております。 したがって、今回の申請は、既に完了済みであるため、基本的には資金証明書類が不要となるものですが、申請者からは改めて残高証明書が添付されております。 以上で、第 3 号議案の説明を終わります。
議 長	第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と判断しました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
	案件 1 については、変更を承認することが妥当として、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 1 については、変更を承認することが妥当として、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
尾崎主任	続きまして、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は全体で 26 件の申請が出されております。 内訳は、利用権の新規設定が 14 件、更新設定が 12 件となっています。 最初に、利用権設定の総括表についてご説明いたしますので、議案書の 12 ページをご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が24人で延べ26人、利用権の設定を受ける者が18人で延べ26人となっています。

土地の内訳は、田が50筆、45,523㎡、畑が10筆、6,863㎡、合計で、52,386㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が24筆で24,687㎡、更新設定が36筆で27,699㎡となっています。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については、説明を省略させていただきます。

それでは、利用権の新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は、13ページをご覧ください。

案件1は、池、田、852㎡外2筆、合計2,887㎡を、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、賃借人は南国市に居住しているため、南国市農業委員会が発行した農業経営状況証明書が添付されています。議案書に記載している経営面積については、南国市の経営面積も含めた数字になっています。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。

案件10は、大津乙、田、1,039㎡外1筆、合計1,535㎡を、令和元年8月1日から令和6年3月31日までの4年8カ月間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、賃借人は香南市に居住しているため、香南市農業委員会が発行した農業経営状況証明書が添付されておりまして、議案書に記載している経営面積については、その証明書に基づいて記載しております。

また、これは補足説明ですが、本件申請地は、前の土地所有者を賃貸人として、平成31年1月30日付けで利用権設定の申し出が一度出ていましたが、利用権の公告手続きの前に、賃貸人である土地所有者が死亡したため、利用権の公告ができなくなり、計画が無効となったことがありました。今回の申請は、土地所有者の相続人全員の同意を得て、改めて利用権設定の申し出があったものです。

続きまして、議案書18ページをご覧ください。

案件14と案件15は、賃借人が同一の関連案件ですのでまとめてご説明いたします。

案件14は、春野町東諸木、畑、565㎡を、案件15は、同じく春野町東諸木、田、1,619㎡を、両案件とも令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件16は、春野町東諸木、田、2,864㎡外3筆、合計6,450㎡を、令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件17は、春野町東諸木、田、842㎡外1筆、合計4,088㎡を、令和元

年8月1日から令和6年7月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、議案書の右端の備考欄に記載しているとおり、案件16と案件17の土地所有者は同じ人物ですが、すでにお亡くなりになっており、いずれの申請地も土地の所有権が未相続の状態ですが、申出書には、相続権者全員の同意があることを確認しております。

続きまして、議案書19ページの案件18は、春野町東諸木、田、1,408㎡を、令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書19ページの案件19から案件21は、賃借人及び土地の地番が共通する関連案件ですのでまとめてご説明いたしますが、議案書だけではわかりにくいかもしれませんので、少し補足説明をいたします。本日机上配布している資料のうち、右肩に「④」と書いている資料をご覧ください。

案件19から21の3件の申請の対象となる土地は、南北に並んだ2筆の農地であり、議案書に記載しているとおり、それぞれ土地の所有者は異なっております。

現在、この2筆の土地にまたがる形でビニールハウスが2棟、東西に並んで建っている状態です。お手元の資料に、それぞれの案件ごとに色付けをしていますので、参考にしてください。

それでは、議案の説明に戻ります。まず、案件19と案件21は借人が同じ方ですので、まとめてご説明いたします。

案件19は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畑、1,127㎡のうち560㎡を、案件21は、同じく春野町仁ノ、登記地目田、現況畑、1,120㎡のうち560㎡を、いずれも令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。お手元の資料で緑色に塗っている部分が案件19と21の申請地です。

なお、両案件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、賃借人は新規就農者として地元農家の指導のもと研修を受け、8月からは独立して農業経営をスタートすることです。また、高知市とJAが行った空きハウスと新規就農者のマッチングにより、申請地にある空きハウスを借り受けることとなり、ハウスについては、別途貸借契約を結んで、修繕して利用することです。今後は、キュウリ農家として経営を拡大していきたいということです。

また、案件20は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畑、1,120㎡のうち560㎡を、令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。お手元の資料で、ピンクに塗っている所が案件20の申請部分です。

なお、資料に色を付けていない部分のハウスは、土地所有者が元々自作しており、

今後も引き続き自作されるということです。

続きまして、案件 22、案件 23 と、議案書 20 ページの案件 26 は、賃借人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明します。

議案書 19 ページの案件 22 は、春野町西畑，田，1,546㎡を、案件 23 は、春野町西畑，畑，396㎡外 1 筆，合計 666㎡を、両案件とも令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの 1 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。また、議案書 20 ページの案件 26 は、春野町森山，登記地目田，現況畑，750㎡外 1 筆，合計 1,113㎡を、令和元年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、この 3 件の借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、これまで 3 年間キュウリ農家で働きながら農業を学んでおり、今年の秋頃には独立を考えているとのこと、申請地ではキュウリとニンニクを栽培し、経営を拡大していきたいということです。

また、議案書 19 ページの案件 22 と 23 につきましては、土地の所有権が未相続の状態となっておりますが、それぞれの土地の相続権者のうち、持分が過半数となる方からの同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書 20 ページの案件 25 は、春野町西畑，田，940㎡のうち 470㎡外 1 筆，合計 1,130㎡を、令和元年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 15 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本案件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、これまで知人のハウスにてキュウリの収穫や世話など 1～2 カ月ほど従事し、実家のハウスにてトマトの栽培の手伝いをしていたということです。高知市の青年等就農計画の認定を受けて、ハウスにてキュウリの栽培を開始するにあたり、今回農地を借り受けたとのこと、3 年後には栽培面積を 2 反前後に拡大し、収入を上げていくということです。

以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件について、本会で計画が妥当なものと議決されますと、令和元年 8 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第 4 号議案の説明を終わります。

議 長

第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二，第三，第四事前審査会です。まず，第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員	案件1から3については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件4から11については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件12から26については、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。 ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定いたします。 議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
尾崎主任	それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたしますので、議案書は22ページをご覧ください。 今月は2件の届出があり、地区の内訳は、議案書22ページから23ページにまたがって朝倉が1件、24ページから25ページにまたがって鏡が1件です。 両案件とも、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理し、届出者に受理通知書を交付しております。 続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は27ページをお開きください。 今月は、4件の届出が出されており、地区の内訳は、初月が1件、秦が1件、一宮が1件、介良が1件です。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理し、届出者に受理通知書を交付しております。 続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、29ページをご覧ください。 今月は、8件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、潮江が1件、三里が1件、議案書30ページ移りまして、長浜が2件、一宮が1件、議案書31ページに移りまして、介良が1件、議案書32ページにまたがりまして大津が1件です。 なお、議案書30ページの一番下にありますが、案件6は、議案外報告⑥の非農地証明願取消の件の案件1と土地が同一の関連案件となっておりますので、一括してご説明

議長 委員 議長	いたします。議案書は、39 ページをご覧ください。 今月は、非農地証明の取消願いが1件出されており、地区は一宮です。 議案書右端の備考欄に記載しておりますが、本件申請地は、平成30年10月4日に非農地証明書を交付しておりましたが、土地所有者より、農地法第5条の届出をし直したいので、すでに交付されている非農地証明を取り消してもらいたいとの申し出があったため、今年の5月14日に取消願を受理し、非農地証明を取り消しております。 それでは、5条届出の報告に戻ります。議案書はそのままでかまいません。 5条届出の全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理し、届出者に受理通知書を交付しております。 続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件をご報告いたします。議案書は34ページをご覧ください。今月は2件の合意解約通知の提出を受けており、地区の内訳は、春野が2件となっております。 両案件とも、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により受理しております。 続きまして、⑤非農地証明願の件をご報告いたします。議案書は36ページをご覧ください。 今月は、10件の非農地証明願いが出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、秦が1件、鏡が2件、潮江が1件、長浜が1件、議案書37ページにまたがりまして、大津が1件、春野が3件です。 全ての証明願いについて、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれの案件も、非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。 最後の⑥非農地証明願の取消の件については、さきほど、5条届出のご報告の際に一括してご説明いたしましたので、説明を省略いたします。 以上で、議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 以上で、本日予定しておりました議案の審議と議案外の報告が全て終わりました。 それでは次に、その他の件で何かありませんか。
会長報告 大野会長	私の方からご報告させていただきます。

議 長	農地総会の議長の選任についてですが、高知市農業委員会会議規則第 10 条第 1 項の規定により、事前審査会の委員長の中から私が指名する者となっております。農地総会の議長は、私から引き続き高橋委員を指名させていただきます。 ただいま、大野会長よりご指名をいただきました。皆さんのお力をいただきまして頑張らせていただきます。何卒よろしくお願いいたします。 その他の件として、他に何かございませんか。ないようでしたら、事務局からの連絡に移ります。
事 務 局 報 告 岩崎次長	(令和元年度今後のスケジュールについて説明)
次 回 農 地 総 会 議 長	次回の農地総会は、令和元年 8 月 5 日 (月) を予定しております。
閉 会 議 長	(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後 5 時 40 分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 元 年 10 月 28 日

議 長

高橋政継

議事録署名委員

久保田彦昭

議事録署名委員

山本和正

議事録作成者

北村 沙季